

別紙8 G A P 拡大推進加速化

第1 事業の実施方針

国際水準G A Pの実施及び認証取得の推進は、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農畜産業競争力の強化を図る観点から、極めて重要である。

このため、我が国の国際水準G A Pの取組の拡大を図るために必要な施策を総合的に推進するものとする。

第2 事業の内容

本事業は、G A Pの取組の拡大を図るために必要な施策を推進するものであり、

- ① 国際水準G A Pガイドライン（令和4年3月8日付け3農産第3417号農林水産省農産局長通知）（以下「国際水準G A Pガイドライン」という。）を活用した国際水準G A Pの指導を推進するため、都道府県G A P指導体制に位置付けた者を対象とした国際水準G A Pガイドラインに関する研修会を開催する取組等を支援する「国際水準G A Pガイドライン普及促進」
- ② アニマルウェルフェア（以下「AW」という。）に配慮した飼養管理の普及拡大を図るため、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）で示される国の指針（以下「AWに関する飼養管理指針」という。）に基づく、家畜の飼養管理への取組、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及び肉用鶏に係る日本版畜産G A P（以下「畜産G A P」という。）の認証審査推進のための審査員育成等を支援する「持続可能性配慮型畜産推進」
- ③ 国際水準G A Pの取組拡大に向け、都道府県での国際水準G A P普及体制構築、その体制の下で行うG A P指導活動の推進、人材育成を目的とした農業教育機関のG A P認証取得、実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体のG A P認証取得の取組を支援する「国際水準G A P普及推進」
- ④ 都道府県による農業者等を対象としたAWの理解醸成や飼養管理の普及・定着のための研修会、指導活動、畜産G A Pの普及・推進体制の強化を図るための指導員の育成、畜産G A P認証取得等の取組を支援する「持続可能性配慮型畜産地域推進」から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 国際水準G A Pガイドライン普及促進
Iに定めるとおりとする。
- 2 持続可能性配慮型畜産推進
IIに定めるとおりとする。
- 3 国際水準G A P普及推進
IIIに定めるとおりとする。
- 4 持続可能性配慮型畜産地域推進
IVに定めるとおりとする。

I 国際水準GAPガイドライン普及促進（農業者等向け事業）

第1 事業の内容

1 取組内容

本事業においては、都道府県GAP指導体制に位置付けた者（以下「GAP指導員等」という。）を対象に、国際水準GAPガイドラインの内容を修得させ、国際水準GAPの指導を推進することを目的とし、以下の取組を行うものとする。

（1）検討会の開催

GAP指導員等による国際水準GAPガイドラインを活用した国際水準GAPの推進に効果的な研修を実施するため、国際水準GAPに関する専門家等の構成員から構成される検討会を設け、研修会のカリキュラム等についての検討を行う。

（2）研修会の開催

ア GAP指導員等を対象とする研修会を開催するものとする。

イ 研修会の開催に当たり、全都道府県に対して参加者を募集するものとする。ただし、参加者には、あらかじめ次の（ア）から（エ）までのいずれかの目標を設定させることとする。

（ア）研修会参加後の農業者等への国際水準GAPの指導に関する目標

（イ）研修内容の地域の関係者への共有や、研修内容に基づく他のGAP指導員等への指導・助言に関する目標

（ウ）地域での国際水準GAPの普及推進に係る報告書の提出に関する目標

（エ）GAP農業者と実需者とのマッチング促進に関する目標（（一社）全国農業改良普及支援協会が運営するGAPマッチングサイトへの登録件数など）

ウ 研修会においては、以下の研修を実施することとする。

（ア）GAP指導員を育成するための研修

対面での研修とし、カリキュラムには原則、以下の内容を含めること。

a 国際水準GAPに関し、特にリスク管理、トレーサビリティに焦点を当てた内容

b GAPの指導方法、産地（団体）での取組を進めるための指導方法

c GAP指導員等を育成するための指導方法（ToT: Training of Trainers）

d 農場等での実地研修

（イ）営農管理ソフトウェアに関する研修会

指導に際し活用できる営農管理ソフトウェアの利用に関する事項をカリキュラムに含めること。

エ 研修効果を高めるため、研修会の参加者に対して事前学習資料を提供するものとする。

オ 研修を受講したGAP指導員等に対して、研修受講証明書を発行するものとする。

（3）オンライン教材の作成

1の（2）ウ（ア）で実施した研修内容について、資料や画像等を用いてオンライン教材としてまとめること。また、本教材はインターネット上で誰でも学べるものとし、特にGAP指導員等の育成に有効活用されるよう、都道府県に周知すること。

2 補助要件

(1) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 1の(1)から(3)までの取組を全て実施すること。

イ GAP指導者の育成を目的とした研修の開催実績があること。

ウ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの)を備えていること。

エ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

オ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)を含む反社会的勢力に属していないこと。

カ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

キ 事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、その権利を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

ク 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

ケ 本要綱本体第7の1に基づき、交付申請書を提出する際、別添1-2別紙により「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを農産局長に提出すること。また、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、農政局長に提出すること。なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

事業実施主体が遵守すべき法令は、以下のとおり。

主な環境法令の遵守

「エネルギーの節減」

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)

「悪臭及び害虫の発生防止」

- ・ 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)

「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律

第 112 号)・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和 3 年法律第 60 号)

・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和 25 年法律第 127 号)

・農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)

「環境関係法令の遵守等」

・労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)

・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成 19 年法律第 56 号)

・水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)

(2) 本要領別表 1 の 8 (1) アに掲げる協議会とは、1 の取組を行う能力を有する者であって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められているものとする。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

ア 各研修会への参加者について、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を、当該目標の考え方及び根拠等を踏まえて設定すること。ただし、GAP 指導員を育成するための研修については、数値目標を 40 名以上とすること。

イ 研修受講の成果を農業者や GAP 指導等への指導に十分に活用できていることを確認すること。その際、正確に成果を確認するため、受講者への確認事項や方法等を明確に設定して行い、その結果について公表すること。

(2) 目標年度

(1) に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業実施年度とする。

第 2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領本体第 5 の 1 に基づき、別添 1-1 により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて農産局長に提出するものとする。ただし、交付等要綱の別記様式第 1 号及び第 3 号に添えて事業実施計画を提出する際は、別添 1-1 の提出は不要とする。

2 事業の承認

農産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は交付決定により事業実施計画を承認するものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第 6 の 1 に基づき、別添 1-3 により事業実施報告書を作成し、農産局長に報告するものとする。

2 事業の評価及び改善指導

(1) 事業実施主体は、本要領本体第 7 の 1 (1) に基づき、別添 1-4 により自己評

- 価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長に報告するものとする。
- (2) (1)の事業評価の報告を受けた農産局長は、遅滞なく、その内容について点検評価し、原則、その結果を踏まえた評価所見を本要領本体別記様式第2号に記入するものとする。なお、(1)の事業評価が適切になされていないと判断される場合には、農産局長は事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。
- (3) 農産局長は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助言を行い、別添1-6により速やかに改善計画を提出させるものとする。
- ただし、以下に該当する場合にあっては事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合にあっては成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。
- なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。
- ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- (4) (3)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。
- なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度7月末日までに報告することとする。

第4 その他

1 収益納付

- (1) 事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添1-7により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる事項のあった年度の翌年度の6月末日までに農産局長に報告するものとする。
- (2) 農産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。
- (3) 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

2 管理運営

農産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

別添1-1（第2の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業（国際水準GAPガイドライン普及促進）事業実施計画の（変更）提出について

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長、令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知）第5の1に基づき、関係書類を添えて（変更）提出する。

（注）関係資料として、別添1-2（事業実施計画書）を添付すること。

別添 1-2 (第 2 の 1 及び第 3 の 1 関係)

持続的生産強化対策事業のうち

GAP拡大推進加速化事業 (国際水準GAPガイドライン普及促進) 事業実施計画書 (実施状況報告書)

事業実施年度 _____ 年度

事業実施主体名 : _____

(注) 第 3 の 1 に基づく実施状況報告書の場合は () 内を用いること

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

| |
|--|
| |
|--|

(注) 協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

| | |
|---|--|
| フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス | |
|---|--|

3 事業会計担当者

| | |
|---|--|
| フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス | |
|---|--|

4 事業実施体制

| |
|--|
| |
|--|

(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理等の体制の方針を記載すること。(フロー図を別添として添付しても可)

5 GAPに関連する研修会等の実績

| |
|--|
| |
|--|

(注) GAPに関連する研修会の開催実績その他取組実績があればその内容を記載すること。

第2 事業の実施方針及び事業計画

1 事業実施方針

| |
|--|
| |
|--|

2 事業の内容

【検討会の開催】

(検討会の開催方針、専門家の構成、活用方法について整理すること。)

【研修会の開催】

(想定する研修内容、受講者数、研修会開催方法、過去の研修会開催状況、効率的に実施するための工夫、費用を抑えるための工夫、国際水準GAPに係る知識の効果的な習得方法等について整理すること。)

【オンライン教材の作成】

(研修内容をオンライン教材にまとめる方法、GAP指導員等が効果的に学習できるオンライン教材の内容、オンライン教材の都道府県への周知方法等について整理すること。)

3 成果目標

| |
|--|
| |
|--|

4 検討会の構成員

| 氏名 | 所属団体名 | 役職名 | 本事業の検討を担える理由又は見識 |
|----|-------|-----|------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(注) 適宜、行を追加すること。

5 事業全体の実施スケジュール

| 事業の実施時期 | 取組の内容 |
|--------------------------------|-------|
| (年度) 月 月 月 月 月 | |

(注) 適宜、行を追加すること。

第3 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

| 事業概要 | 補助率 | 事業費(円) | 負担区分(円) | | 備考 |
|----------------|-----|--------|---------|--------|----|
| | | | 国庫補助金 | 事業実施主体 | |
| (1) 検討会の開催 | 定額 | | | | |
| (2) 研修会の開催 | 定額 | | | | |
| (3) オンライン教材の作成 | 定額 | | | | |
| 合計 | | | | | |

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

| 区分 | 本年度予算額 | | 本年度精算額 | | 比較増減 | | | |
|----|--------|------------------|--------|------------------|------|------------------|---|------------------|
| | 円 | うち 国庫補助金 円 | 円 | うち 国庫補助金 円 | 増 | | 減 | |
| | | | | | 円 | うち 国庫補助金 円 | 円 | うち 国庫補助金 円 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(注) 別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

| 事業内容 | 金額(円) | | 備考(経費の内訳及び経費の必要性) |
|------------|-------|----------|-------------------|
| | 事業費 | うち補助金申請額 | |
| (1) 検討会の開催 | | | |
| 費目 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 小計 | | | |
| (2) 研修会の開催 | | | |
| 費目 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 小計 | | | |

(3) オンライン教材の作成

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 費目 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 小 計 | | | | |
| 合 計 | | | | |

- (注) 1 内訳には、事業費全体について、各費目の単価、回数等を記載してください。
2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入してください。
3 金額は、第3の1及び2の金額と整合がとれているか必ず確認してください。
4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付してください。
6 その他農産局長が必要と認める資料を添付してください。

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

| | | |
|-------|--|---------------|
| 事業名 | | Ver. 3.0 |
| 組織名 | | |
| 代表者氏名 | | |
| 住所 | | 申請時 (します) |
| 連絡先 | | 報告時 (しました) |

↓該当する方に○

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



| | | |
|--------------------------|----------------------------------|--|
| チェック | 環境関係法令の遵守等 | |
| <input type="checkbox"/> | ① | みどりの食料システム戦略の理解 |
| <input type="checkbox"/> | ② | 関係法令の遵守 |
| <input type="checkbox"/> | ③ | 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める |
| <input type="checkbox"/> | ④ | 正しい知識に基づく作業安全に努める |
| | エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める |
| <input type="checkbox"/> | ⑥ | 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討 |
| | 悪臭及び害虫の発生防止 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ | ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める |
| | 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑧ | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ | 資源の再利用を検討 |
| | 生物多様性への悪影響の防止 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑩ | ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める |
| <input type="checkbox"/> | ⑪ | ※特定事業場である場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 |

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別添1－3（第3の1関係）

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業（国際水準GAPガイドライン普及促進）実施状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長、令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知）第6の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係資料として、別添1－2（事業実施状況報告書）を添付すること。
2 成果目標の達成に向けた取組状況を添付すること。

別添1－4（第3の2関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業（国際水準GAPガイドライン普及促進）の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長、令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知）第7の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係資料として、別添1－5（事業評価シート）を添付すること。
2 必要に応じて別添1－2（事業実施状況報告書）を添付すること。

別添1-5 (第3の2関係)

GAP拡大推進加速化事業 (国際水準GAPガイドライン普及促進)
に関する事業評価シート

| | |
|---------|---------------------|
| 事業実施主体名 | |
| 事業の実施期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |

1 事業の目的及び取組内容

| |
|--|
| |
|--|

2 成果目標の達成状況

| | |
|-----------------------|--|
| 成果目標 | |
| 成果目標の達成状況 | |
| 成果目標の達成状況 についての評価 | |
| 事業の実施による効果 についての評価 | |
| 事業計画の妥当性 についての評価 | |
| 事業執行の適正性 についての評価 | |

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業（国際水準
GAPガイドライン普及促進）改善計画について（令和〇年度）

令和〇年度について、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

1 取組の経過

2 事業の実績

| 成果目標の 種別 | (年) | | (年) |
|-------------|---------------|-----|------|
| | 当初目標値 (年) | 実績値 | 実績値 |
| | | | |

(2年目以降の計画が未達の場合には、経過が分かるよう各事業実施年度の達成状況を記載すること。)

3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

4 改善計画

(改善計画は1か年の計画とし、目標達成及び問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業（国際水準GAPガイドライン普及促進）収益状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業（国際水準GAPガイドライン普及促進）に関する令和 年度の収益の状況について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長、令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知）別紙8のIの第4の1の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業に係る成果の企業化による収益の累計額 | 円 |
| 3 企業化に係る費用の総額 | 円 |
| 4 企業化利用割合 | % |
| 5 補助金の確定額 ○年○月○日付け○農産第○号確定 | 円 |
| 6 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 7 本年度収益納付額 | 円 |

(算定根拠)

(注) 収益計画書等を添付すること。